

役場町民課から

国民健康保険に加入中の皆さんへ

国民健康保険被保険者証（保険証）を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成28年9月30日です。

9月中旬に新しい保険証を世帯主様宛に簡易書留にて郵送します。お手元に届きましたら、保険証に記載されている住所、氏名、生年月日を確認してください。古い保険証は間違えないよう処分するか、役場本庁舎町民課または第二庁舎行政サービスコーナーへ返却してください。

注意ください

10月以降に医療機関で受診される場合は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。

また、国民健康保険税に未納がある世帯は、役場税務課で納税相談後、新しい保険証を交付します。（未納のある方には保険証を郵送しません。）

※保険税を滞納すると次のような措置を取る場合があります。

- 短期被保険者証（有効期限が6か月、3か月、1か月のもの）の交付
- 資格証明書（受診の際の診療費は全額自己負担となり、後日申請により保険診療分「一般7割」を払い戻し。）の交付
- 国民健康保険の給付（高額療養費、葬祭費）の差し止め
- 不動産、給与等の財産の差し押え

問い合わせ

役場町民課（本庁舎1階）
Tel 65・0812（直通）

次の場合には、必ず国民健康保険の届出をお願いします。

国民健康保険に加入するとき	必要なもの
職場の健康保険をやめたときや被扶養者の資格がなくなったとき（社会保険の資格を喪失したとき）	印鑑、退職証明書または健康保険の資格喪失証明書等
転入したとき	印鑑、前住所の転出証明書
子どもが生まれたとき	印鑑
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	必要なもの
職場の健康保険に加入したときや被扶養者になったとき（社会保険の資格を取得したとき）	印鑑、国民健康保険の保険証、職場の保険証
転出するとき	印鑑、保険証
加入者が死亡したとき	印鑑、保険証
生活保護を受けたとき	印鑑、保険証、保護決定（変更）通知書
その他	必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証
修学のため、別に住所をさだめるとき	印鑑、保険証、在学証明書
保険証をなくしたり、汚してしまったとき	印鑑、本人確認できるもの（運転免許証等）、汚してしまったときは保険証

今月の納税

国民健康保険税 第3期

納付期限は9月30日(金)です。

口座振替をご利用の方も同日が振替日ですので、残高不足にご注意ください。残高不足等により口座振替ができない場合は現金納付になりますのでご注意ください。

問い合わせ 役場税務課 Tel65-0811(直通)

いきいきこくほ

国民健康保険からのお知らせ

けんこう大使 ドームくん
…医療費が高額になったときは…

あれれ! のラビたん? どうしたの?
急げ、急げ! よい急げ! よい急げ!
ボーン
大変! いっぱいお金がかかった
大丈夫。高額療養費が支給されるよ
請求書 三十万円
しょうじくんか、お仕事頑張らすぎて何がしちゃったんだ。今日退院するんだよ

1 2 3 4

★国保給付で安心だね! でも、健康が一番だよ。★

出演：ドームくん、のラビたん、しょうじくん、みかんちゃん、ウッドマン

国民健康保険(国保)は、相互扶助の精神に基づいてけがや病気をしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合ってみんなが支え合う制度です。ときがわ町では人口の約三分の一の3800人(2000世帯)、が加入しています。

国保では医療給付や健診の他にも様々な給付を行っています。そこで、今回は国保で受けることができる給付についてご紹介します。

療養費

療養費は、医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったときや事故や救急で保険証を持たず治療を受けたときに、いったん全額を自己負担していただきますが、領収書等とともに申請していただき審査後に自己負担割合分(3~1割)を除いた額を払い戻す制度です。

高額療養費

1か月の医療費(保険の適用になるもの)に限り、ます。の自己負担額が入院や高額な治療などにより高額になり、法令で定められた限度額を超えてしまったとき、その超えた分の金額を高額療養費として支給する制度です。

この高額療養費に該当される方には、原則として診療を受けた月から2か月後に、町から申請書を送付して手続きをしていただき、支給(口座振込)します。

出産育児一時金

被保険者である方が出産したときに、出生児1人につき42万円が支給されます。なお、妊娠期間が12週(85日)以上であれば死産や流産を問わず支給されます。

葬祭費

被保険者が死亡したときに、葬祭を行う人(喪主、葬儀費用を支払った方)に5万円が支給されます。

国保加入者の備忘録 こくほ豆知識

交通事故などにあつたときは届出が必要です

交通事故などによるけがで医療機関を受診される場合には届出がないと医療保険による治療が受けられませんので、速やかに届出をしてください。

■届出は、国保の被保険者証、印鑑、(交通事故の場合には交通事故証明書)をお持ちになり役場町民課へ。

役場町民課
TEL 65・0812(直通)

役場からの情報をお届けします...

やんぱトピックス